

草の根・人間の安全保障無償資金協力 申請要領

2020年7月 在グアテマラ日本国大使館

1 重要事項

- (1) 重点分野は教育・保健・衛生です。近年は、教育分野（特に学校建設・改修）における支援を実施しています。
- (2) 大使館はI V A（消費税）を負担しません。
- (3) プロジェクト実施期間は、最大 1 年間です。
- (4) 個人、企業、私立学校は申請者にはならず、すべての申請書類が整っていない場合は受付をしたことになりません。また、申請後は、いかなる変更についても直ちに大使館へ連絡しなければなりません。
- (5) 被供与団体は、原則として、過去2以上に渡り実態的な団体活動を継続し（プロジェクト実施を含む）、健全な財務状況にあることが求められます。
- (6) 提出される書類については、大使館へ提出後はどのような請求があっても返却はしません。そのためオリジナルの書類を保存し、大使館へはコピーを提出するようお勧めします。
- (7) 大使館への申請額が300万円を超える場合は、外部会計監査を行う必要があります（大使館への申請額へ外部監査費を含めることは可能）。プロジェクト開始前に監査会社との契約をする必要があり、監査内容は以下の点を含める必要があります。
 - ①財務記録（収入、直接経費、案件に係る運営関係経費等）
 - ②事実関係（供与資機材の調達・納入状況、利用状況等）
 - ③案件サイトの視察（報告書に写真を添付）
- (8) 申請者は、プロジェクト完了を保証する保険に加入しなければなりません。

2 申請書類

- (1) 申請用紙（別紙1）
- (2) プロジェクト企画書（背景、現状、写真、地図、設計図、予算計画等）
- (3) 草の根費用対象（建設会社、監査会社等）の見積各々3社分（見積額、企業名、見積日が必要）
- (4) 法的代表者命名を証明する書類
- (5) 支援実施先の土地登記記録および存在証明のための書類（電気・水道代の支払い領収書等）
- (6) 被供与団体によるコミットメント・レター（以下の内容を含む）
 - ・責任を持ってプロジェクトを完了させ、適切な維持・管理を行うこと
 - ・地元コミュニティが賛成・協力（単純労働力の提供等）を得ていること
 - ・I V A（消費税）を被供与団体が負担すること
 - ・いかなる追加経費が発生した場合でも、被供与団体が負担すること
 - ・【建設プロジェクトの場合】すべての法律および規則を遵守し、建設プロジェクトに関わるすべての人々のために安全上の措置を講じながら建設を実施すること
 - ・【機材の購入を伴うプロジェクトの場合】当該機材の所属先および設置場所、その数量を明示すること
- (7) 関係政府機関（学校建設であれば教育省）によるプロジェクト許可・支持レター
- (8) 関係地方自治体およびCOCODEのプロジェクト許可・支持レター
- (9) 【学校建設の場合】学校および保護者会によるプロジェクト許可・支持を示し、以下の内容を約束するレター
 - ・建設または改修された学校の維持管理は、独自資金を使用して実施すること
 - ・建設または改修された学校および設置された教室用家具（プロジェクトで設置された場合）を適切に使用すること
 - ・建設または改修された学校および教室用家具の使用用途を変更するとき、右変更を在グアテマラ日本国大使館へ報告すること。

※なお、当草の根・人間の安全保障無償資金協力申請要領は事前予告なく変更される可能性があります。

3 申請の受付

申請書類提出締切日：2020年8月11日（火）締め切り

申請書類提出方法：以下のいずれかでの応募。

- ① 在グアテマラ日本大使館草の根問い合わせメール apc_temporal@yahoo.com 宛てに送付
- ② 在グアテマラ日本大使館窓口へ提出，もしくは郵送（右料金は自己負担となります。）

4 問い合わせ先

在グアテマラ日本国大使館 開発協力班

住所：Avenida Reforma 16-85, zona 10, Edificio Torre Internacional, Nivel 10, Ciudad de Guatemala

E-mail: apc_temporal@yahoo.com（現在，電話での問い合わせ不可）

※テレワーク中のため，7月13日以降のお問い合わせについては上記 Yahoo メールへのご連絡をお願いします。